代理店契約書

AXIS 株式会社(以下「甲」という。) と

第1条(目的)

乙は、甲の代理店 (ファイナンシャルアドバイザー) として、甲の定める方針、規則、 指示に従い、次の各号に定める業務 (以下「本業務」という。)を行うものとする。

- ①海外における金融商品に関する顧客への情報提供
- ②顧客が海外の金融商品を購入する際に必要な手続きに関する英訳サポート

第2条 (イントロデューサー及びアポインター)

- 1 イントロデューサー及びアポインターの定義は以下のとおりとする。
 - (1)イントロデューサー:本業務を全て行うことできるもの。
 - (2)アポインター: 顧客をイントロデューサーに紹介するもの。
- 2 乙は、本契約締結後、アポインター又はイントロデューサーを選択し、甲に通知するものとする。乙がイントロデューサーを選択した場合、本業務を開始することができる。
- 3 甲は、イントロデューサーを選択した乙が第5条に違反した場合、面談又は通知のうえ、アポインターに指定することができ、手数料もアポインターの手数料とすることができる。
- 4 乙は、前項によりアポインターに指定された後、イントロデューサーへの昇格を希望する場合、翌月15日までに昇格の申請を行えばその時点でのポイントを維持することができ、申請を行わなければそれまで保有していたポイントをはく奪されるものする。
- 5 乙は、前項の昇格の申請をした場合、3万3000円(税込)を支払うものとする。
- 6 乙は、アポインターを選択した後、イントロデューサーへの昇格を希望する場合、甲に申請するとともに、3万3000円(税込)を支払うものとする。
- 7 甲は、乙が前2項の申請をした場合、乙の裁量により、その翌月1日から乙をイントロデューサーに指定することできる。

第3条 (手数料)

- 1 甲は、乙に対し、甲を通じて提供される全ての金融商品に対して、顧客の申込数に従い、 手数料 (税込) を支払うものとする。
- 2 前項の手数料(税込)は、本契約書に定める方法(末尾添付別紙のとおり)により算定されるものとする。
- 3 乙は、毎月月初に甲から開示される契約済み顧客リストを確認のうえ、甲に対し、前項 の方法により算定した手数料の請求書を手数料支払月の20日までに送付するものとす る。
- 4 甲は、乙から前項の請求書を受領後、乙に対し、第1項の手数料を支払うものとする。 積立型プランの場合、手数料の60%(税込)については、甲が証券発行のメールを受 領した月の末日締めとし、その2カ月後の末日限り、支払うものとし、その6カ月後の 末日限り、手数料の20%(税込)、更に6カ月後の末日限り、手数料の残り2 0%(税込)を支払うものとする。支払日が金融機関の休日の場合、前営業日に支払う ものとする。
- 5 乙が第3項の請求書に顧客の記入漏れをし、それが4回継続した場合、甲は、乙に対

- し、その顧客に関する手数料を支払わないことでき、乙はこれに異議を申し出ないものとする。
- 6 甲は、第2項の手数料の算定方法を変更することができるものとし、その変更を乙に対し1カ月前に通知するものとする。
- 7 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対し、第1項の手数料支払義務を負わないものとする。
 - ①第1項の金融商品を甲へ提供するファンド会社 (上位代理店) から甲へ手数料が支払われない場合。
 - ②前号のほか、甲の責に帰すべからざる事由により、甲が前号のファンド会社 (上位代理店) から手数料を受領できない場合
 - ③甲が第1号のファンド会社から受領した手数料を、甲の責に帰すべからざる事由により出金、振込み等の移動ができない場合
- 8 乙は、積立型プランにおいて初期口座積立期間中に顧客が解約となった場合(強制 解約、自主解約を問わない)、受領した手数料を返金するものとする。
- 9 乙は、前項の場合、前項の返金処理を完了するまで本業務を行うことができないものとする。

第4条 (法令遵守義務及び善管注意義務等)

- 1 乙は、本業務を香港及び日本双方の法令に従って履行し、かつ善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行するものとする。
- 2 乙は、甲に定める方針や指示又は前項に違反した場合、これにより第三者に発生した損害を自らの責任で賠償するものする。
- 3 乙は、前項により甲に損害を発生させた場合(対処に要した経費、弁護士費用を含む)、その損害を賠償するものとする。
- 4 乙は、前2項にかかわらず、本業務の履行により第三者と紛争になった場合には、 乙の帰責性を問わず、自らの責任で対処するものとする。

第5条 (説明会への参加等)

- 1 乙は、毎月1回、ファイナンシャルアドバイザー説明会 (FA業説明会) に参加するものとする。
- 2 乙は、前項の説明会において録音又は録画をしてはならないものとする。
- 3 乙は、顧客に情報提供する金融商品を自ら申込み、同契約を継続するものとする。

第6条 (アドバイザー活用)

- 1 乙は、自己の責任において他のイントロデューサーに個別の顧客に対する本業務を委託することができる。
- 2 前項の委託をした場合、乙は、委託するイントロデューサーにアドバイザー依頼書を本業務当日までに交付しなければならない。
- 3 乙は、顧客がファンド運用会社に金融商品の申込みを行い、その手続きが完了する前に 前項の委託を行わなければならない。
- 4 乙は、前三項により本業務を委託する場合、そのイントロデューサーに対し、顧客1人 あたり以下の規定に従い手数料を支払うものとする。ただし、顧客3人まではこの限り ではない。
 - (1)アドバイザー依頼者を交付する際に手数料1万円(税込)を支払う。
 - (2) 委託したイントロデューサーの行った業務により顧客が金融商品の申込みを行う意思

を示した場合、1週間以内に手数料2万円(税込)を支払う。

(3) 委託したイントロデューサーの業務日が決まって以降、リスケジュールを行う場合は 追加手数料1万円(税込)を支払う。ただし、1か月以内のリスケジュール(1回限 り)はその限りではない。

第7条 (解除)

- 1 甲は、乙が本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に催告を行ったにもかかわらず是正されない場合、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告なくただちに本契約を解除 することができる。
 - ①第3条に違反し、それが重大なとき
 - ②手形、小切手の不渡を出し、銀行取引停止処分を受けたとき
 - ③差押、仮差押、仮処分、担保権の実行、滞納処分等を受けたとき
 - ④破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の申立を受け、又は自ら行ったとき
 - ⑤解散の決議を行ったとき
 - ⑥甲又は乙の信用を害し又は害する恐れのある行為を行ったとき
 - ⑦その他前各号に準ずる事態が生じたとき
- 3 甲及び乙は、相手方に対し、2カ月前までに書面により通知することにより、本契 約を解除することができる。

第8条(秘密保持等)

- 1 乙は、全体規則及び情報管理規定を遵守し、次の各号に定める秘密情報を善良なる管理 者の注意をもって厳重に管理し、甲の事前の書面による承諾なく、口頭、文書、SNS 等 の手段のいかんを問わず、第三者に開示、提供、漏洩してはならず、又本業務の履行以 外の目的で使用してはならないものとする。
 - ①海外における金融商品に関する情報及び資料
 - ②海外の金融商品を購入する際に必要な手続きに関する情報及び資料
 - ③ファイナンシャルアドバイザー業務の活動内容情報及び資料
 - ④第2条の手数料に関する情報及び資料
 - ⑤以上の他、甲が秘密保持対象として指定した情報及び資料
- 2 乙は、前項に違反した場合、甲に対し、違約金として金300万円を支払うものとする。 ただし、甲に実際に発生した損害が違約金を上回る場合、その金額を賠償するものとす る。
- 3 乙は、本業務を行うにあたり取得した顧客を含む第三者の個人情報(他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報を含む)を、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、当該第三者の事前の書面による承諾なく、他の第三者(甲を含む)に開示、提供、漏洩してはならず、又本業務の履行以外の目的で使用してはならないものとする。
- 4 乙は、第1項及び前項の情報を、本契約に従事し、かつ当該情報を知る必要のある者に 限り、必要な範囲内でのみ開示することができる。
- 5 乙は、前項により開示した者に対し本条の乙の義務を遵守させなければならず、その者 による情報漏洩等について全責任を負うものとする。
- 6 乙が本条に違反して秘密情報の漏洩等をし、又はその恐れが生じた場合、甲は、乙に対し、その行為の差止めを請求することができる。
- 7 乙は、本契約の内容及び本業務の内容についてみだりに口外してはならないものとする。
- 8 甲は、本条の情報漏洩等を判断するため、必要に応じて、乙の使用する通信ネット ワーク機器等について検査することができ、乙はこれに協力するものとする。
- 9 本条は本契約終了後も有効に存続するものとする。

第9条 (競業禁止)

- 1 乙は、本契約期間中、本業務と競合し、利益の衝突を来すおそれのある競業取引を してはならない。
- 2 乙は、本契約終了後においても、終了後1年間は、甲の書面による事前の許可を得 ることなく、以下の各号の行為をしてはらない。
- ①甲と競業関係に立つ事業者に在籍、就職若しくは役員に就任すること。
- ②甲と競業関係に立つ事業者の提携先企業に就職若しくは役員に就任すること。
- ③自ら甲と競業関係に立つ事業を行うこと。
- 3 乙は、前2項に違反した場合、甲に対し、違約金として競業取引等により乙が得た金額を支払うものとする。ただし、甲に実際に発生した損害が違約金を上回る場合、その金額を賠償するものとする。

第10条 (誹謗・中傷行為の禁止)

- 1 乙は、本契約期間中及び本契約終了後、甲の誹謗・中傷となる言動をしてはらない。
- 2 甲は、前項を判断するため、必要に応じて、乙の使用する通信ネットワーク機器等について検査することができ、乙はこれに協力するものとする。

第11条 (情報等の返還等)

乙は、本契約終了後、甲に対し、第7条の情報及び同情報を含んだすべての媒体(文書、図画、写真、USBメモリ、DVD、ハードディスクドライブ、その他情報を記載又は記録する一切のもの)を返却又は破棄するものとし(破棄の場合は破棄証明書を甲に交付する)、一切保有しないものとする。

第12条 (契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、期間満了の1カ月前までに甲乙双方から何ら申し出のないときは、本契約は期間満了の翌日から同一条件にて更新するものとし、以後も同様とする。

第13条 (損害賠償責任)

甲及び乙は、本契約の履行にともない、相手方に損害を生じさせた場合、これを賠償するものとする。

第14条 (譲渡の禁止)

甲及び乙は、本契約上の地位、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を、相手方の書面による事前の承諾がない限り、第三者に譲渡、貸与もしくは担保の目的に供してはならないものとする。

第15条 (反社会的勢力の排除)

1 甲及び乙は、相手方に対し、現在、自ら及び関係者(役員、従業員、関連会社及び委託 先等)が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ①暴力団
- ②暴力団関係企業
- ③総会屋等
- (4)社会運動等標榜ゴロ、または政治活動標榜ゴロ
- ⑤特殊知能暴力集団等
- ⑥その他前各号に準ずる者
- (7)前各号の構成員
- 2 甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を、 いかなる者に対しても行わないことを確約する。
 - ①法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ②取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ③風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、もしくは 相手方の業務を妨害する行為
 - ④その他、前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、自ら又は関係者(役員、従業員、関連会社及び委託先等)が、第1項各号のいずれかに該当し、または第2項各号のいずれかに該当する行為(以下、違反行為という。)をし、もしくは本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告(以下、虚偽申告という。)をしたことが判明したときは、相手方への催告を行うことなく、本契約の全部をただちに解除ができるものとする。これにより違反行為、または虚偽申告を行なった当事者に損害が生じた場合でも、他方当事者は、なんらの責任も負担しないものとする。

第16条 (協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第17条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的 合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

西暦

甲: (住所) 〒550-0013

大阪府大阪市西区新町1丁目14-214818

(氏名) AXIS 株式会社 代表取締役 石田 優希

(連絡先) 070-4007-8394

乙: (住所)

(氏名)

(連絡先)

【別紙】手数料の算定方法

(1) 第3条第2項のイントロデューサーの手数料算定表

累積P	保有料率 全 繁計模立顧に対しての%	1Pあたり 5万円×25年の契約で0.91P
151P~	3%	45万円
101P~150P	50P単位で上昇 2.5%	37.5万円
51P~100P	2. 25%	33.7万円
31P~50P	20P単位で上昇 2%	30万円
21P~30P	100単位で上昇 1.9%	28. 5万円
16P~20P	1.8%	27万円
11P~15P	1.7% SP単位で上昇	25. 5万円
6P~10P	1.6%	24万円
1P~5P	1.5%	22.5万円

最初の3件は1%スタート

- (2) 万が一、乙が、毎月月初に甲から開示される契約済み顧客リストに自身の顧客が記載されているにもかかわらず、請求書に記入漏れがあった場合、翌月以降にその顧客を記入し請求書を送付したとしても、手数料の算定は当初請求すべき月の一番最初の算定料率により行うものとする。
- (3) 顧客が法人の場合は、イントロデューサーの手数料は一律2%とする。
- (4) 第3条第2項のアポインターの手数料は一律0.5%とする。
- (5) 甲は乙から事務手数料として算定された手数料の10% (税込) を受領するものとし、甲は、乙に対し手数料を支払う際にこれを控除して支払うものとする。